



2014年7月28日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



成年後見支援センターの活用法について

湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター長 三谷 智百合

成年後見制度について新聞でも取り上げられることが多くなりました。皆さん、茅ヶ崎市にある成年後見支援センターはどこにあって、何をしているのかご存知ですか? 「WISH!」14号は、「これを読んだらセンターのことがわかってくる!」という特集にしました。

茅ヶ崎市の市民提案型協働事業から委託事業になって4年目を迎えました。センター設立当初から私たちは市民の立場に立ってじっくりとお話を聞き、成年後見制度や後見人になったら何をしたらよいのかなどについてわかりやすく説明しています。また申立書の作成支援、家庭裁判所への同行、来所相談だけではなく、場合によっては訪問相談も行っています。

センターの相談内容も年々複雑化してきて、継続的に何回も相談にいらっしゃる方も増えています。複雑な相談は、守秘義務を守りながら、当法人内の弁護士に助言を受けつつ、事例検討の場で成年後見制度を利用した方が本人の利益になるのではないかと、本人のために成年後見制度が利用されているのか、という権利擁護の視点から検討を重ねることもあります。また担当課である茅ヶ崎市高齢福祉介護課と障害福祉課や、地域包括支援センター、相談支援事業所、専門職団体などと連携もしています。

「成年後見制度の利用を勧められたが…」 「障害のある子の親亡き後は?」 「一人暮らしなので、認知症になる前に準備できることは?」 などと思われたら、月・水・金曜日の10時~17時に予約のお電話をください。また制度について説明して個別相談なども行う出前ミニ講座もあり、市内であれば少人数の集まりでもスタッフが出向きます。多くの市民の皆さんにセンターを知って、活用していただき、相談してよかったと思えるセンターを目指していきます。どうぞよろしく願いいたします。

* 2013年度成年後見支援センター相談内容総括 *

当センターの2013年度の相談内容の特徴として、複雑化と多様化が一層進んだということを感じます。シンプルな相談、例えば、認知症になった父親が、銀行の窓口で「後見人を付けないと定期預金の解約ができない」と言われ、相談に来られた家族に対して、後見開始の申立手続きを説明するだけというケースは少なくなりました。



成年後見の相談の前に、本人（認知症の高齢者や障害者など）に、虐待（経済的なものやセルフネグレクトなども含む）の疑いのある相談もあり、後見制度の相談と並行して、虐待通報したケースもありました。ただ、相談者からの一方的な情報に偏りを避け、相手方の状況を確認するため、関係機関との連携に心掛けています。虐待通報を行う前には、母体であるNPO法人Sネットの権利擁護委員会や法律専門職からアドバイスを貰い対応しています。2013年度の特徴的な相談としては、病院が関係する相談が増えました。入院中の病院から退院を勧められ転院先を探したところ、転院先の病院から後見人を付けるよう求められ、当センターが転院先の医療ソーシャルワーカーと連携したケースがありました。市長申立を検討中のところ、行政が申立人となってくれる親族を探し出して、当センターがその親族に対して申立書類作成の相談支援や家庭裁判所への申立に同行したのは、最近の市長申立の増加が実証されたケースと考えます。

専門職後見人に対する要望や不満も寄せられます。親族には専門職後見人は敷居が高いというか、話し難いというか、とにかく、両者の意思疎通がスムーズにいかないようで、親族から後見人に交代してもらうには、どうすればよいのかという相談が寄せられます。強制的に後見人を交代（解任という）するには、預り金の着服など後見人に不正行為などが無い限りできません。今の後見人が辞任し、同時に新たな候補者を立てて申立てをするのが現実的な方法です。後見人の辞任・選任には家庭裁判所が関与します。当センターは、親族と専門職後見人の仲介役として、後見人の交代の相談支援を行いました。

長期（相談回数が50回以上）にわたる相談、家族全員（両親と子）に関係する相談もありました。始まりは子（成年者・障害者）に後見制度を利用する相談で、子に後見人が選任された後は、親が任意後見契約を締結する相談になり、同時に両親について遺言公正書作成の相談支援を行いました。

任意後見の相談も増えています。その中でも任意後見契約の受任者（委任者の判断能力低下後に任意後見人になる方）を誰に依頼するか、相談者の多くは決めかねているようです。長い自分の将来を託し、自分が認知症などで判断能力が低下した状態になっても、全財産を預けるほど全幅の信頼を措ける人を探すのは難しいことです。相談員としても、日頃から人間関係の構築が大切なことを痛感します。

* ある市民からの相談 こんな場合センターでは… *

独居の兄が入院したが、お金の管理ができなくなっている。
入院費が払えないので、病院からは退院を勧められている。本人が受取人になっている保険金を今後の療養費に充てたい。



成年後見支援センターではお話をじっくり聞きます。

その上で成年後見制度の利用が本人の権利を護るためには必要であると考えられる場合申立書の書き方、必要な書類の取り寄せ方などを伝え、本人にとってどのような方が後見人として適切なのかを一緒に考えます。

本人の財産のなかで**金融機関**への説明が必要な場合、担当者に説明します。

必要であれば、本人の入院先の**PSW(医療ソーシャルワーカー)**や施設に連絡し、成年後見申立の状況を説明します。

本人を支えている相談者(親族)の生活について心配な状況にある場合、**地域包括センター**と連携して側面からの支援についても相談に乗ります。

親族の方が後見人候補者にならない場合、依頼があれば、**専門職の後見人団体**に問い合わせをします。

相談者から求められれば**家庭裁判所**の面談に同行します。参与(面談時の裁判所職員)から求められれば同席もします。

後見人が決まった後でも…



家庭裁判所の審判がおきた後も**親族後見人の相談**に乗ります。(後見人としての初回報告や財産管理についての相談など…)

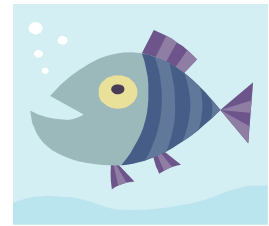
専門職が後見人に選任された場合でも、親族からの質問、要望を仲立ちして、後見活動がスムーズに行えるように支援します。

*相談でお話いただいた内容はご了解なしに外部に伝えることはありません。

* 出 前 ミ ニ 講 座 報 告 *

< N P O 法 人 朝 日 わ ん ど の 会 >

2月18日(火)午後1時～、昼食をはさんでの保護者会に呼んでいただきました。成年後見制度の簡単な説明、成年後見制度利用における事例、サポートブックの必要性などの説明後、グループワークに入りました。



「今(今の親子関係)が一番いいと思う。これがずっと続いて欲しい。」と言われる保護者の方が大半でしたが、今のうちに自分たち親子で選んだ後見人を付けて、その後見人に徐々に親の子に対する想いを伝えていくのもよいのではないかという意見も出ました。

講座終了後、保護者の方々が隣の工房で作業を終えられた子どもさんと連れ立って帰途につかれる姿が印象的でした。(注:サポートブックとは、本人をサポートするために情報をまとめたもの)

< 茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会 茅ヶ崎・寒川やまびこ >

5月27日(火)午前10時～、講座では成年後見制度の説明、制度利用の事例解説、サポートブックの説明をしました。成年後見の申立をするには本人の預金と家族の預金とを分けておくことが必要で、グループワークでは、「今から本人支出分のレシートを取っておくようにする」という声があがりました。

また、「近い将来、成年後見制度の利用が必要だと感じて、今まで説明会や相談会に参加したが、今回、具体的な話が聞けて安心した」という感想をいただき、お役に立ててよかったと思いました。

成年後見支援センタースタッフ紹介

三谷 智百合 高橋 佳宏 田中 典子 松橋 武美 峯尾 明美
薩摩 章子 武山 育子 永峯 千尋

お気軽にお電話ください。相談予約お待ちしております!!

編集後記

- ・ 夏はひまわりのように! (A)
- ・ 第14号をお届けします。見てね(Y)
- ・ メモ書き集めサポートブックに!(N)
- ・ 一人で悩まず一緒に悩みましょう(T)
- ・ 初めての「W I S H !」参加 (M)
- ・ センターは日当たり良好? (C)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約